

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

人吉市（以下「甲」という。）と五木村（以下「乙」という。）は、次のとおり人吉球磨定住自立圏形成協定（平成27年1月14日締結）の一部を変更する協定を締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

(1)生活機能の強化に係る政策分野

1 保健・医療

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1)圏域医療体制の充実	休日・夜間の救急医療、医療を支える人材の確保など地域医療体制に関する検討を進め、その維持・整備のための支援等を行うことで、圏域住民が地域で安心して医療を受けることができるよう環境の整備を図る。	乙との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 乙との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。	甲との連携の下、圏域の中核医療機関である人吉医療センター及び公立多良木病院並びに郡市医師会と連絡・調整を行い、初期救急医療、二次救急医療の確保、医療を支える医療従事者の確保に向けた支援を行う。 甲との連携の下、その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。
(2)乳幼児発達相談、発達医療体制の充実	精神発達面において支援の必要のある乳幼児を早期に把握し適切な支援を行うため、圏域内で連携し、発達小児科医、心理判定員等相談業務に携わる専門職を確保する。併せて、圏域の中核医療機関である人吉医療センター、郡市医師会と連携の上、圏域内で必要な医療が受けられるよう体制の充実を図る。	乙との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 乙との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。	甲との連携の下、相談業務を行う専門職の確保のための調整、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、圏域内での発達小児科の医療体制の充実を図り、必要な費用の負担を行う。 甲との連携の下、その他乳幼児の精神発達支援に資する取組を実施する。

2 福祉

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
障がい者(児)の総合支援の推進	障がい者(児)が安心して生活できるよう、圏域内が共同して障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	乙及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。	甲及び関係機関と共同して、障がい者(児)支援のための相談業務等を実施するとともに、必要なサービス提供基盤の整備を推進する。

3 文化

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
文化財の保護及び活用	圏域内に多数所在する古社寺等の文化財の広域的な保存と活用を図るための取組を行う。	乙と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲と連携し、文化財等を「護る」「育む」「魅せる」という3つの視点に基づく事業に取り組む。

4 観光

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
観光の振興	観光振興・・・千年圏域・相良700年の歴史文化と広域観光の推進 この人吉球磨圏域には、相良700年の歴史による歴史・文化・自然環境や温泉・球磨焼酎等の地域資源が集まっている。これらを多様化する観光ニーズに活用することによって、同時に情報発信を効果的に行うことにより、魅力ある観光圏域を形成することができる。そのためにも、観光に関連する市町村・広域行政組合・観光協会等各団体・企業・事業者をはじめ、この圏域が一体となってこの地域の観光素材を掘り起し、また、活用して事業を展開していくことにより、癒しや感動を与えることができるという認識の下、多くの観光客を「おもてなしの心」で温かく迎え入れるための推進を図る。	乙と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。	甲と共同して、人吉球磨全域での周遊観光事業として施策を実施する。

5 産業振興

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)農業の振興	農業の振興を図るため、圏域内が連携し、農業所得の改善に向けた農産物の生産拡大を進め、農業経営の安定化を図る。 持続性のある農業生産を確立するため、担い手の育成や生産組織の法人化を図るため、各種農業施策を効果的に活用する。また、人吉球磨地域の豊かな自然環境を守り、環境と調和した農業を実現するため生産基盤の整備を図る。さらに、就農等に係る補助事業などの情報を圏域で共有し農業振興に関する取組を推進する。	乙と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 乙と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施するため、取組の調整を行う。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化に向けた調整を図る。	甲と連携し、地域に適した農産物の栽培の推進に取り組むとともに農業施策の地域連携を強化する。 甲と連携し、就農等に関する情報の共有や農業振興に資する事業を積極的に実施する。さらに、農業行政の現状に関する課題を明確化するとともに、圏域農業行政に係る事務の効率化を図る。
(2)林業の振興	林業の振興を図るため、圏域内が連携し、森林の適正な整備・保全を行うとともに、森林資源の利活用や後継者の確保・育成、雇用創出等の取組を推進する。	乙と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 乙と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。	甲と連携し、森林の適正な整備・保全の推進に取り組むとともに、森林資源の活用など圏域内の林業振興に関する取組を推進する。 甲と連携し、林業後継者の確保・育成や林業従事者の雇用創出のための取組を推進する。
(3)地場産業支援及び企業誘致等の推進	圏域への企業立地や雇用創出のため、未利用地及び遊休施設等の情報収集・提供を行い、積極的に企業誘致等を行うとともに、商工業等の地場産業を含めた企業への多面的な支援を図る。また、起業・創業や産業人材育成等に資するため、必要な措置を講ずる。	甲の特長を活かし、乙と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。	乙の特長を活かし、甲と連携して商工業等の地場産業の振興及び企業誘致等の推進に取り組む。
(4)鳥獣害対策	有害鳥獣による農林産物等の被害を防止するため、圏域内の情報共有を図り、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。	乙及び関係機関・団体と連携し、被害防止対策に取り組むとともに、取組の調整を行う。	甲及び関係機関・団体と連携し、情報共有を行いながら被害防止対策に取り組む。

6 その他

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
消費生活相談業務	圏域内における在住者等に係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、人吉球磨地域における消費者の消費生活に係る被害の防止及び相談業務の効率化を図ることを目的とする。	甲は、甲、乙の在住者等の相談業務を行う。	乙は、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

別表第2（第3条関係）

(2)結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進	圏域内における通勤、通学、通院、買い物等において重要な役割を担っている公共交通（鉄道、バス等）について、利用者が減少している中、人吉球磨の自治体及び交通事業者等、関係団体で組織する人吉・球磨地域公共交通活性化協議会において、地域間で連携した交通体系づくりを進めていくことで、利用者の利便性の維持・向上に努める。 地域間を跨ぐバス路線や鉄道路線の運行事業者に対して、路線を維持していくために必要な支援を行うことにより、利用者の交通手段を維持・確保する。 幹線（バス路線やくま川鉄道等）に接続する各市町村のコミュニティバスや乗合タクシー等については、日常生活における重要な交通手段であるとともに、圏域内へアクセスするための端末的な輸送も担っていることから、現状や情報を共有、連携することで利用者の利便性の維持・向上のための施策を推進する。	乙と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 乙と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、乙と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。	甲と共同して、地域間を跨ぐバス路線を運行する事業者に対して、そのバス路線を維持・確保するため必要な支援を行う。 甲と共同して、鉄道事業者の経営安定化のため必要な支援を行う。 圏域内交通網の維持・確保のため、圏域内移動に必要なバス路線や乗合タクシー等の運行に関し、甲と共同し、利便性の向上に資するための協議・検討を行う。

別表第3（第3条関係）

(3)圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

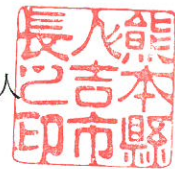
1 圏域における人材の育成及び活用

取組事項	取 組 内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1)人材育成の推進	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、合同職員研修等を行う。	乙と連携し、合同での職員研修等を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同での職員研修等を実施する。
(2)外部の専門的人材等の活用の推進	圏域マネジメントの強化のため、外部の専門的人材等の活用を推進する。	乙と連携し、外部の専門的人材の招へい、若手企業人地域交流プログラムなどによる民間人材の受け入れ等を乙と合同で実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、合同で外部の専門的人材等を活用する。
(3)国・県等との人事交流	職員の資質・能力向上及び圏域マネジメント能力の強化を図るため、国・県等との人事交流等を実施し、有為な人材の活用と圏域市町村の人材育成を図る。	乙と連携し、圏域マネジメント強化に資する国・県等との人事交流を実施するとともに、取組の企画及び調整を行う。	甲と連携し、国・県等との人事交流による有為な人材の活用を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月26日

甲 人吉市
代表者 人吉市長 松岡 隼人



乙 五木村
代表者 五木村長 木下 丈二

